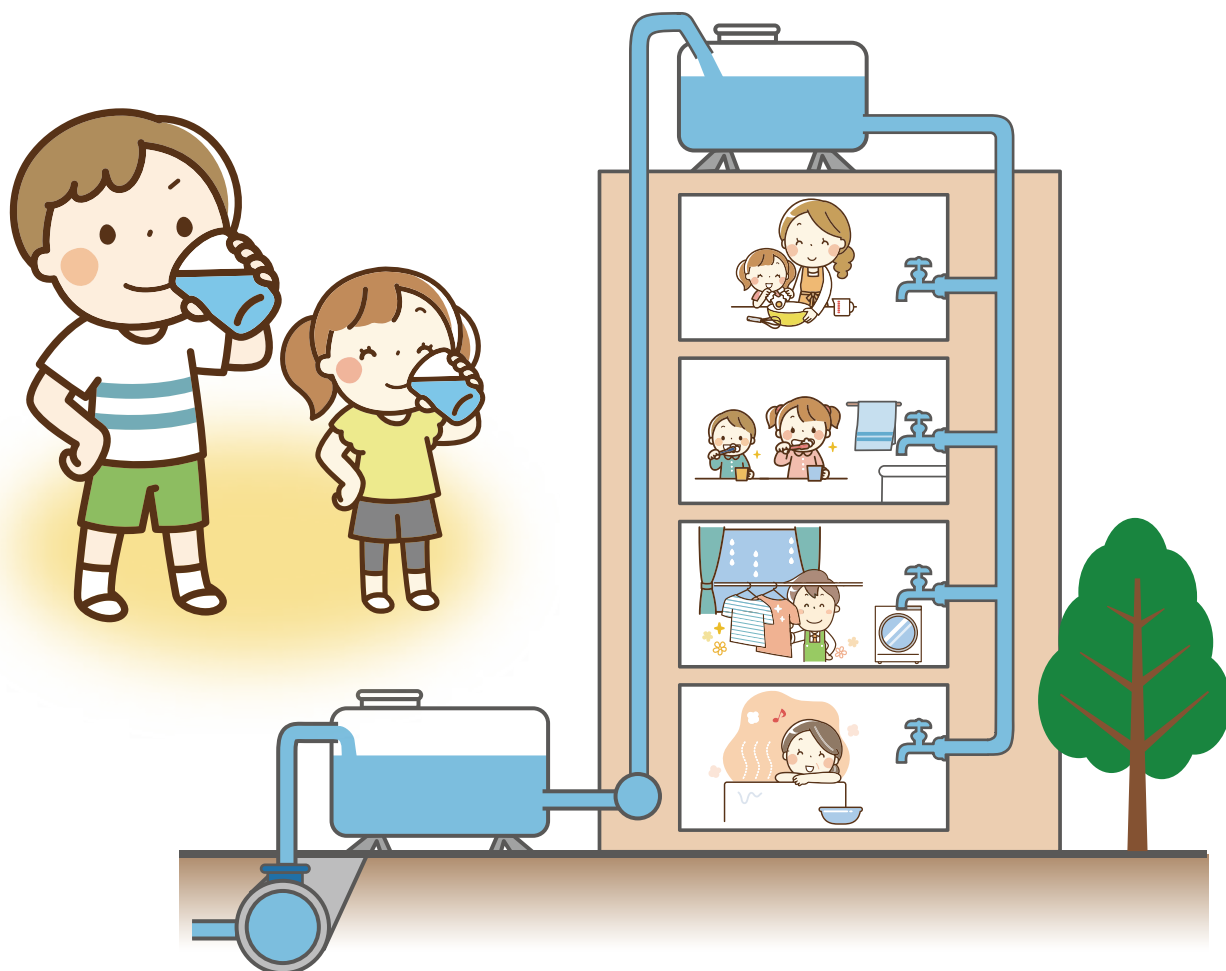


貯水槽水道の衛生管理

簡易専用水道・小規模貯水槽水道

～きれいな水、安心して飲める水を～



ビル・マンション・学校等の大きな建築物に設置されている、水道事業者から供給される水をいったん受水槽に貯めて供給する方式の水道を「貯水槽水道」と呼んでいます。

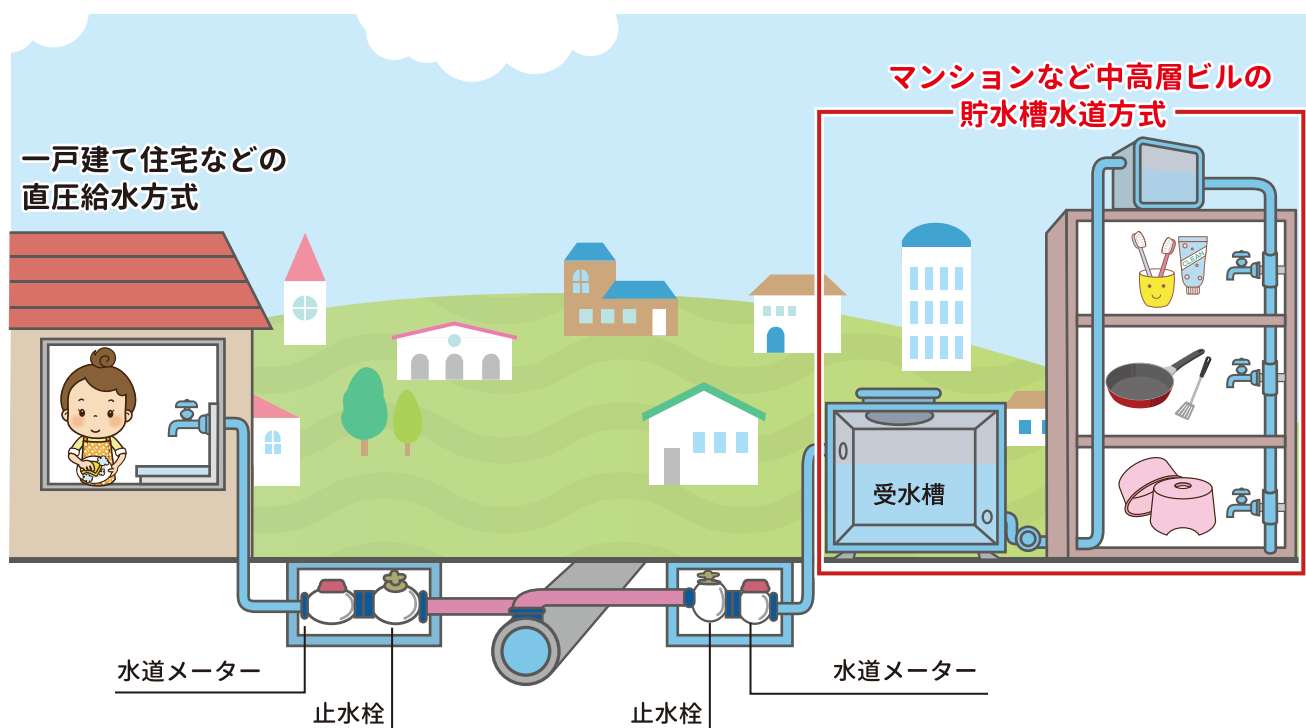
貯水槽水道は、**設置者**が清掃・点検など、衛生管理を行わなければなりません。常に清潔にし、誰もが安心して水を飲める環境整備に努めましょう。

貯水槽水道とは

ビル・マンション・学校等の大きな建築物では、中高層階へ水道水を送るため、水道管を通して送られてきた水をいったん受水槽に貯めて、ポンプで直接又は高置水槽を経由して給水する方式を採用している場合があります。このような方式の水道を「貯水槽水道」と呼んでいます。

貯水槽水道の管理は・・・**設置者に管理責任があります。**

受水槽に入るまでの水については、水道事業者（大津市では大津市企業局）が責任をもって管理していますが、受水槽以降の水はその設置者が責任をもって管理しなければなりません。



貯水槽水道の分類

貯水槽水道は有効容量によって次のように分類されます。

10m³を超えるもの **簡易専用水道**

※水道法で、適正な管理が義務付けられています！

10m³以下のもの **小規模貯水槽水道**

※水道法の適用は受けませんが、本市では簡易専用水道と同様の管理をするよう指導しています。

本市では「大津市飲用井戸等衛生対策要綱」の中で、小規模貯水槽水道の衛生管理（清掃、検査等）について定めています。



設置者の義務

簡易専用水道は、水道法で定められた管理を行う義務があります。
小規模貯水槽水道についても、これに準じた管理に努めましょう。

● 水槽の清掃

毎年1回以上、定期的に清掃しましょう。

清掃は専門的な知識・技能を有する人が行いましょう。

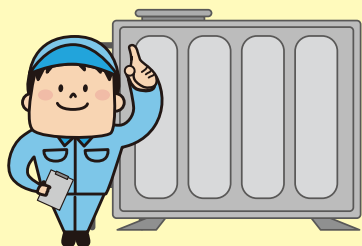
貯水槽の清掃を専門的に行う業者もあります。

清掃業者については保健所にお問い合わせください。



(根拠法令) 水道法第34条の2第1項、同法施行規則第55条

● 定期検査



毎年1回以上、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた簡易専用水道検査機関による検査を必ず受けましょう。検査を怠った設置者には、罰則が適用されることがあります。

検査員が施設の外観検査・水質検査・書類検査を行います。

(根拠法令) 水道法第34条の2第2項、同法施行規則第56条

● 日常的な点検・水質検査

下記の項目について、定期的に点検を行いましょう。

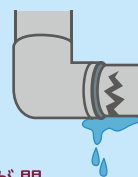
施設の点検

- 水槽の本体及び周辺は清潔か。
- 水槽や配管に亀裂や漏水はないか。
- 汚水等に汚染されていないか。
- 水槽内に沈積物はないか。
- マンホールに破損はないか。
- マンホールの鍵はかかっているか。
- 通気管等の防虫網に破損はないか。

簡易な水質検査

- 蛇口から出る水を無色透明なコップ等に採水し、水の色・濁り・臭い・味を確認しましょう。
- 異常があった時には、保健所に相談してください。
- 放置すると健康被害につながる場合があります。

亀裂から
水が漏れる



フタが開
いて雨水・
ゴミ等が
中に入る



防虫網が
破れて虫
やネズミ
が侵入



給水管が劣化
して鉄サビが
発生



(根拠法令) 水道法第34条の2第1項、同法施行規則第55条

水に異常を感じたら

●給水する水が人の健康を害するおそれがあると分かった時は・・・

ただちに給水を停止し、その水を飲まないよう利用者に知らせなければなりません。

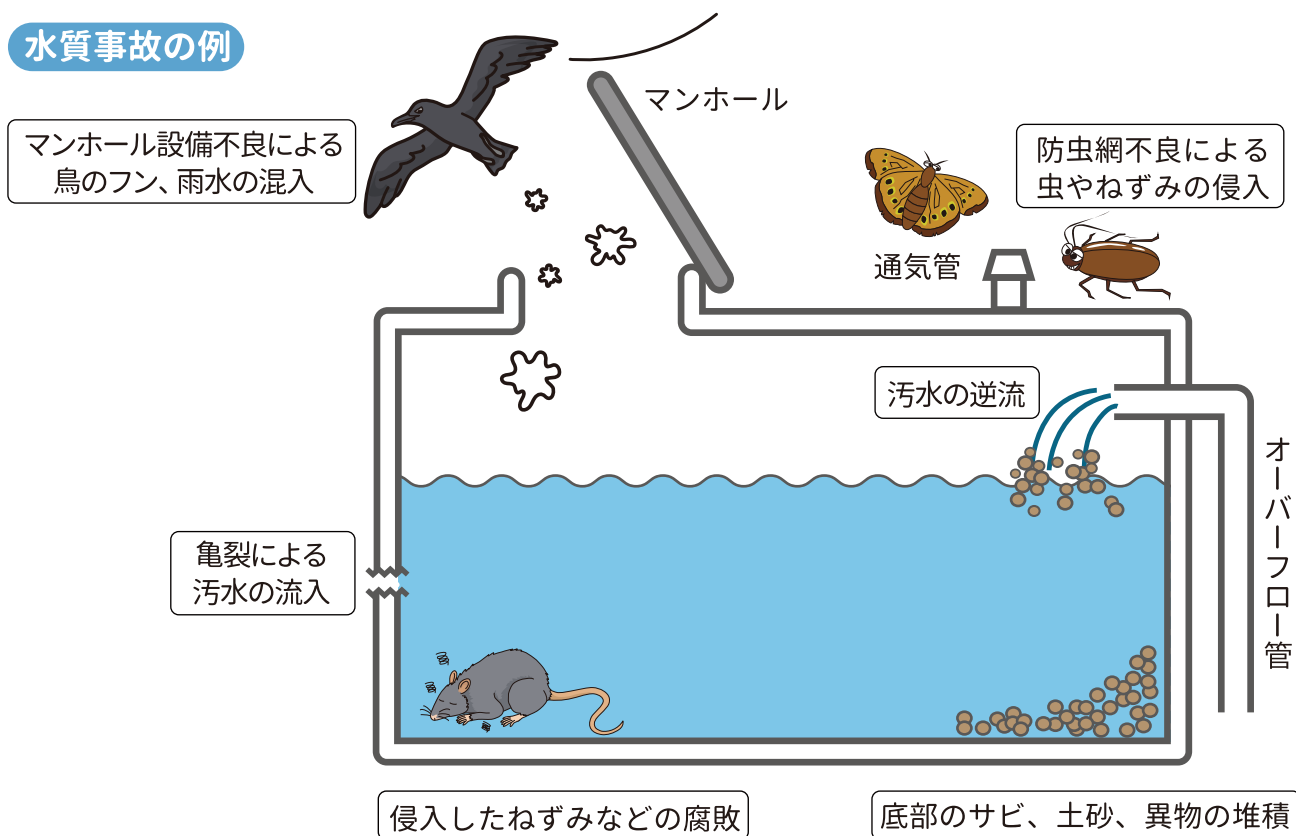
また、その旨を保健所に連絡してください。



●定期検査の結果、特に衛生上問題があると指摘された時は・・・

設置者自ら保健所にその旨を報告するとともに、速やかに施設の改善など対策を講じなければなりません。

水質事故の例



届出が必要です

簡易専用水道・小規模貯水槽水道を設置したとき等には届出が必要です。
詳しくは、保健所へお問い合わせください。

- 設置するとき・・・・・・・・・・簡易専用水道設置届・小規模貯水槽水道設置届
- 廃止したとき・・・・・・・・・・簡易専用水道廃止届・小規模貯水槽水道廃止届
- 設置届の内容が変わったとき・・・・簡易専用水道届出事項変更届・小規模貯水槽水道届出事項変更届
(管理責任者や水槽の変更など)

このリーフレットの内容に関する
お問い合わせ先

大津市保健所
衛生課生活衛生係
TEL 077-522-7372/FAX 077-522-7373